



長野県報

10月7日(木)
令和3年
(2021年)
第244号

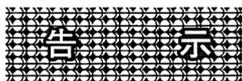
目次

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課) 2
- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

公告

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課) 4
- 土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) 5
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員会) 7
- 長野県議会議員一般選挙の立候補手続等に関する説明会の開催(選挙管理委員会) 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定(産業技術課) 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札(医療政策課) 7



長野県告示第530号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
岡谷市民病院	岡谷市本町四丁目11番33号	令和6年10月13日

医療政策課

長野県告示第531号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
お天気堂薬局	小諸市相生町1-2-1	令和3年6月1日

クスリのサンロード薬局松川店	下伊那郡松川町元大島1453	令和3年8月1日
野辺山診療所	南佐久郡南牧村大字野辺山316番地3	令和3年7月1日
ウエルシア薬局須坂日滝店	須坂市大字日滝973番地1	令和3年8月1日
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5788-3	令和3年7月1日

地域福祉課

長野県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
お天気堂薬局	小諸市相生町1-2-1	令和3年5月31日
ナシダ薬局	北安曇郡松川村5788-3	令和3年6月30日

地域福祉課

長野県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部守一

1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
増田 航	伊那市日影361 ジョワピュールL-3	令和3年7月20日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ますだ整骨院	伊那市境1594 ガスト境ビル	令和3年7月20日

地域福祉課

長野県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部守一

施術所又は助産所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
大森整骨院	安曇野市穂高有明10519-2	安曇野市穂高有明10519-2	安曇野市穂高8198-5 1階	令和3年8月1日
五味接骨院	諏訪郡富士見町落合9983-1	株式会社 THANKS	五味 和哉	令和3年7月1日
五味整骨院	諏訪郡富士見町落合9983-1	五味整骨院	五味接骨院	令和3年8月1日

地域福祉課

長野県告示第535号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 介護老人福祉施設）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 幸充	特別養護老人ホーム ライフ穂高	長野県安曇野市穂高6571番地	令和3年10月1日

介護支援課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年10月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月7日

長野県上田建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 丸子信州新線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡青木村大字田澤字ヲトミ 1268番の22地先から 小県郡青木村大字田澤字ヲトミ 1268番の18地先まで	旧	m 8.9 ~ 15.6	Km 0.1530
同 上	新	8.9 ~ 15.6	0.1530
		8.9 ~ 57.0	0.2174

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

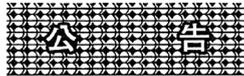
その関係図面は、告示の日から令和3年10月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年10月7日

長野県上田建設事務所長 清水 孝二

- 1 路線名 丸子信州新線
- 2 供用を開始する区間
小県郡青木村大字田澤字ヲトミ 1268番の22地先から
小県郡青木村大字田澤字ヲトミ 1268番の18地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和3年10月8日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年10月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94番地1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
藤久株式会社	後藤 薫徳	愛知県名古屋市長区高社1-210
有限会社蒼空	井出 正寿	佐久市小田井613-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
藤久株式会社	中松 健一	愛知県名古屋市長区高社1-210
ベリンダ	木内 めぐみ	佐久市小田井613-1

- 4 変更した年月日
令和3年7月2日ほか
- 5 届出年月日
令和3年9月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和3年10月7日から令和4年2月7日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は佐久地域振興局商工観光課

産業政策課